

4 字 監 第 21 号  
令和 4 年 8 月 17 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 3 年度宇美町上水道事業会計決算の審査意見について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 3 年度宇美町上水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 令和3年度 宇美町上水道事業会計決算審査意見書

### 1. 審査の対象

令和3年度 宇美町上水道事業会計決算

### 2. 審査の時期

令和4年7月13日、8月3日（2日間）

### 3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

### 4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検及び貯蔵品点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、糟屋地区自治体との比較などを行い、審査を実施した。

### 5. 審査の結果

令和3年度の宇美町上水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

### 6. 決算の概要

#### (1) 総括

令和3年度宇美町上水道事業会計の決算額は次のとおりである。

| 収益的収支     |   | (消費税及び地方消費税込)  | (消費税及び地方消費税抜)  |
|-----------|---|----------------|----------------|
| 水道事業収益    | A | 8億2,501万6,917円 | 7億5,693万3,068円 |
| 水道事業費用    | B | 7億3,029万3,512円 | 6億8,010万3,546円 |
| 収支差引(A-B) | C | 9,472万3,405円   | 7,682万9,522円   |
| 資本的収支     |   | (消費税及び地方消費税込)  |                |
| 資本的収入     | A | 4,444万2,554円   |                |
| 資本的支出     | B | 3億4,871万2,862円 |                |
| 収支差引(A-B) | C | △3億427万308円    |                |

前年度との比較では収益的収入 2,479 万 2,600 円 (2.9%) 減、収益的支出 2,955 万 8,238 円 (4.2%) 増、資本的収入 2,648 万 1,554 円 (147.4%) 増、資本的支出 637 万 9,424 円 (1.8%) 減となっている。

純利益は 7,682 万 9,522 円を計上している。これに、令和 2 年度からの繰越利益剰余金 1 億 1,938 万 2,131 円を加えた当年度末処分利益剰余金は 1 億 9,621 万 1,653 円となり、3,000 万円は建設改良積立金に積み立て、1 億 6,621 万 1,653 円は令和 4 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 427 万 308 円は、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,786 万 3,000 円、現年度分損益勘定留保資金 2 億 16 万 2,000 円及び繰越利益剰余金処分数額 8,624 万 5,308 円によって補てんされている。

## (2) 歳入の状況

### 【収益的収入】

営業収益は、前年度比 3,571 万 1,706 円 (4.7%) 減の 7 億 2,806 万 7,435 円、営業外収益は、前年度比 1,091 万 9,106 円 (12.7%) 増の 9,694 万 9,482 円であった。

営業収益の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住民生活・地域経済支援のために実施した上水道基本料金の減免により、給水収益が 3,664 万 5,770 円 (4.8%) の減となったことが主な要因である。

営業外収益の増は、上水道基本料金減免に伴う一般会計からの補助金が 5,130 万 1,420 円の皆増、一方で、負担金が 4,220 万 6,200 円 (65.6%) の減となっており、これは貴船五丁目地区への給水開始に伴う新規給水申込により、令和 2 年度には家事用の新規申込戸数が 457 戸あったが、令和 3 年度は 130 戸に減少したためである。

### 【資本的収入】

資本的収入が増額となった主な要因は、宇美東二丁目地区の用地売却により固定資産売却代が 1,014 万 5,154 円の皆増、また、工事負担金が 2,350 万 2,400 円 (217.7%) の増、これは貴船五丁目地区の工事負担金の増が主な要因である。

## (3) 歳出の状況

### 【収益的支出】

営業費用は、前年度比 2,554 万 8,661 円 (3.9%) 増の 6 億 8,127 万 4,694 円、

営業外費用は、前年度比 737 万 8,116 円（16.9%）減の 3,622 万 5,387 円、特別損失は、前年度比 1,138 万 7,693 円（810.1%）増の 1,279 万 3,431 円であった。

営業費用の増は、福岡地区水道企業団からの受水量の増などによる受水費 727 万 2,414 円（2.4%）の増、神の手配水ポンプユニット取替工事などによる工事請負費 630 万 9,050 円の増などが主な要因である。

営業外費用の減は、企業債利息が 299 万 5,216 円（14.1%）の減、消費税及び地方消費税が 438 万 2,900 円（19.6%）の減となったことが主な要因である。

特別損失の増の主な要因は、固定資産売却損によるものである。

#### 【資本的支出】

企業債償還金は、299 万 5,216 円（2.6%）増の 1 億 1,791 万 4,943 円、改良費は 937 万 4,640 円（3.9%）減の 2 億 3,079 万 7,919 円であった。

改良費の減は、配水設備工事費が 1,706 万 8,700 円（8.4%）の増に対し、委託料が 2,255 万 8,800 円（85.4%）の減となったことが主な要因である。

### 7. 審査の意見

年間配水量は、前年度比 0.94%、3 万 1,208 立方メートル増の 336 万 218 立方メートルであった。貴船五丁目への給水開始などにより家事用の総使用水量が増加し、福岡刑務所の使用水量の増により官公署用も増加している。

有収率は、前年度比 0.45 ポイント増の 89.72%となっており、令和 2 年度の全国平均有収率 89.90%との比較では 0.18 ポイント下回っているが、配水管の改修などにより改善傾向にある。

供給単価は、1 立方メートル当たり税抜 218 円 60 銭で前年度に比べ 14 円 35 銭（6.16%）減、給水原価は税抜 223 円 51 銭で前年度に比べ 8 円 25 銭（3.83%）増となり、1 立方メートル当たりの利益額は△4 円 91 銭となった。マイナスとなった要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い上水道基本料金の減免を実施したためと考えられる。

建設改良事業については、民間のガス管更新工事や下水道布設替工事と併せて実施するなど、計画的経済的に実施されているが、障子岳南三丁目外(8)及び(9)配水管布設替工事は、令和 4 年度に繰り越しとなっている。

水道使用料の収納については、現年度分収納率は 97.4%で前年度と変わらず、過年度分収納率は 43.8%で前年度比 8.7 ポイント減であった。不納欠損は、倒産や

自己破産等の要因のものが増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが懸念される。

福岡地区水道企業団からの受水については、一日最大受水量が7,725立方メートルとなり、大規模渇水時の安定供給に寄与するものと思われる。

今後の課題として、人口減少及び核家族化による世帯数の増加による運営費の増大や収入の減少は、水道事業が抱える全国的な問題であり、本町においても同様である。この課題に対し、県下では、浄水場施設を所有せず企業団からの受水を100%とする自治体や複数の自治体で企業団を設置するなどの方法により効率的な運用を行おうとする例も見られる。また、水道事業の民営化により民間のノウハウを活用し、適正な財政運営を図ろうと検討する自治体がある一方で、民営化は水道事業の持つ公共的な性質と相容れない部分がある。本町では、浄水場の運転管理の一部を民間に委託しているが、これは職員の不足によるもので、民営化への検討を行うものではない。全国の動向、先進地の取組などを参考に効率的な運用ができるよう創意工夫を行ってもらいたい。

また、本町は水道施設を多く保有し、糟屋地区で1番の配水能力の保持している。本町が保有する施設の適正量を見極め、将来的には老朽化した施設の統廃合などを検討する必要がある。また、国・県は施設の広域化・共同化を推進しており、できるところから、近隣市町村との施設等の共同化による経費削減を検討されたい。